

6.4 教育成果のあり方

進捗状況報告

経営戦略専攻

1. 成績評価について
成績評価を厳密に行っており、以下の原則を設けている。
① ネットシラバスで成績評価の基準を明確にしながら、定期試験のみで成績評価せず、出席状況、課題への対応、小テスト、授業への取り組みといったことを含めて総合的な評価を行っている。基本的には全科目において、定期試験(筆記試験またはレポート試験)を必ず行う。ただし、科目の特性から、課題研究基礎、課題研究、Group Research Project, Individual Researchは定期試験を行わない。
また、成績評価を次のとおり行い、表記している。
① 各科目の成績評価を厳密に行い、各科目ともネットシラバスに達成目標を設定し、目標に到達していないものは、不合格とする絶対評価である。
② 合格は「A+, A, B+, B, C+, C」の6段階評価とし、不合格は「F」である。
概ね各教科では成績評価は公平に実施されている。しかし、教科間の成績の分布がまちまちであり、その点が、学生の間から、不公平であるという指摘がされることがある。

2. GPA制度
① 成績の総合評価システムとしてGPA制度を導入し、各学期終了後にGPAを算出している。GPAの計算式の分母は履修登録単位数であり、単位修得できなければGPAは下がる仕組みとしている。
② GPAは、奨学金の受給資格審査の資料等に使用している。ただし、GPAの低い学生に対して、GPA制度を活用していく点については、成績評価との連動性の観点からも、検討の余地があるであろう。具体的には、科目間に成績分布の相違があるため、GPAの高低を以って、学生の学習意欲・能力の判断基準としてよいのかという点も指摘されている。

3. 成績疑義申立申請の制度
学生が成績疑義を申し立てる制度を導入している。具体的には、原則として成績発表の日から当日を含めて1週間(日曜日を除く6日間)、成績疑義を申し立てる期間を設けるというものである。成績疑義の申立があれば、迅速に、執行部および担当教員への通知、処理の検討、必要に応じて成績の訂正を行う。この処理は教授会の審議・報告事項となっている。
ただし、申立申請の書面に成績疑義調査以外の内容が記述されるケースがあることから、制度の趣旨の周知徹底を図ることが必要であろう。

会計専門職専攻

1. 成績評価
① 全科目について、定期試験を実施している。コア科目およびベーシック科目については、原則として、筆記試験として、アドバンスト科目については、筆記試験またはレポート試験としている。
② 成績評価は、定期試験の結果だけではなく、出席状況、課題への対応、小テスト、授業への取り組みといった要素を加味して、総合的に評価している。これにより、登録科目の継続的・集中的な学習を促すものとなっている。
③ 成績評価の方法は、コア科目およびベーシック科目については相対評価とし、アドバンスト科目は絶対評価としている。なお、複数のクラスを開設しているコア科目およびベーシック科目については、1クラスごとの相対評価では、評価結果が不公平となる可能性が指摘されている。

2. GPA制度
① 成績の総合評価システムとしてGPA制度を導入し、各学期終了後にGPAを算出している。GPAの計算式の分母は履修登録単位数であり、単位修得できなければGPAは下がる仕組みとしている。
② GPAは、奨学金の受給資格審査の資料等に使用しており、特に、公認会計士を目指す学生の学習意欲を高める要因となっている。ただし、GPAの低い学生に対して、GPA制度を活用していく点については、成績評価との連動性の観点からも、検討の余地があるであろう。

3. 成績疑義申立申請の制度
学生が成績疑義を申し立てる制度を導入している。具体的には、原則として成績発表の日から当日を含めて1週間(日曜日を除く6日間)、成績疑義を申し立てる期間を設けるというものである。成績疑義の申立があれば、迅速に、執行部および担当教員への通知、処理の検討、必要に応じて成績の訂正を行う。この処理は教授会の審議・報告事項となっている。
ただし、申立申請の書面に成績疑義調査以外の内容が記述されるケースがあることから、制度の趣旨の周知徹底を図ることが必要であろう。

学内第三者評価

成績評価についてネットシラバスで成績評価基準を明確にし、定期試験のみで成績評価を行わずに、出席状況、課題への対応、小テスト、授業への取り組みといったことを含めて総合的な評価を行っていることは評価できる。ただし、目標に到達していない者は絶対評価で不合格とするのは良いものの、合格者の成績評価については相対評価が望まれる。
また、GPA制度を導入し、奨学金の受給資格審査の資料とし、特に公認会計士を目指す学生の学習意欲を高める要因となっている点を高く評価したい。
ただし、開設時に設定した目標以外の内容について、自己点検・評価に至っていないのは、多少問題である。より質の高い教育・研究指導に関する目標を設定し、記述されることが望まれる。

・なお、特別委員から以下の意見があった。
きめ細かな成績評価制度や成績疑義申立申請の制度は先進的な取組で優れている。目標は達成されていると判断できる。